

区市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項について

平成25年9月30日

こども家庭部子育て支援課

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- 子ども・子育て支援法の基本理念および子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。
- 次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。
- 地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成すること。
- 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。
- 区市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、子ども・子育て支援法第77条第1項および第4項に規定する審議会その他の合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）または子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、子ども・子育て支援法第61条第8項の定めるところにより、あらかじめ、地域住民の意見を反映させるために必要な措置（パブリックコメント等）を講ずるよう努めること。

2 必須記載事項

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における教育・保育の量の見込みならびに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期
 - ① 各年度における教育・保育の量の見込み
 - ② 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期
- (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期
 - ① 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - ② 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期
- (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 任意記載事項

- (1) 区市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- (2) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- (3) 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - ① 児童虐待防止対策の充実
 - ② 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進
 - ③ 障害児施策の充実等
- (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- (5) 区市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- (6) 区市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- (7) 区市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検および評価

4 その他

- 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびに実施しようとする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までにおおむねの案を取りまとめる必要がある。
- 子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から5年を1期として作成すること。
- 区市町村および都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。
- 評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。
- 計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。
- 地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や費用の使途実績等について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと。